

4. 正会員の入会並びに入会金及び会費に関する規程細則

制定 平成14年5月 9日（理事会）

改正 平成23年7月 1日（理事会）

改正 平成26年5月12日（理事会）

（目的）

第1条 この細則は、「正会員の入会に関する規程」（昭和54年9月1日制定以下「入会規程」という。）、「正会員の入会の可否を決定する規程」（昭和54年9月1日制定以下「入会可否規程」という。）及び「正会員の入会金及び会費に関する規程」（昭和54年9月1日制定以下「入会金等規程」という。）の運用に当たり、その細目を定めたものである。

（取扱いの分類）

第2条 一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）へ正会員として入会を希望する者（以下「当該企業」という。）が既に本会の正会員である企業（以下「会員企業」という。）と統合、分社等の関係にある場合は、新規入会及びその他の入会として取り扱うこととし、その基準はそれぞれ第3条及び第4条に定める。なお、会員企業同士が統合した場合等は、継続する会員として扱うこととし、その基準は第5条に定める。

（新規入会として扱う場合の基準）

第3条 当該企業から「入会規程」別表第1に定める入会申込書の提出があった場合、「入会可否規程」第3条第1項に基づき、企画運営委員会及び技術委員会（以下「両委員会」という。）において審議するに際し、当該企業を新規入会として扱う場合の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員企業が本会関係部門の一部を分社した場合の当該分社企業
- (2) 会員企業の本会関係部門の一部が非会員企業である当該企業に統合又は併合された場合

（その他の入会として扱う場合の基準）

第4条 前条の審議を行うに際し、当該企業をその他の入会として扱う場合の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員企業と非会員企業がほぼ同等に統合した場合
- (2) 会員企業の本会関係部門の全てが非会員企業である当該企業に併合された場合

(継続する会員として扱う場合の基準)

第5条 継続する会員として扱う場合の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員企業同士が統合した場合
- (2) 会員企業が非会員企業の本会関係部門の全てを併合したことが明らか
な場合
- (3) 会員企業が本会関係部門の全てを分社した場合の当該分社企業
- (4) 会員企業がその商号を変更した場合

(入会金の特例)

第6条 第4条その他の入会として扱う場合の入会金の取り扱いについては、
「入会金等規程」第1条の規定にかかわらず、同条に定める金額の50%と
する。

- 2 前項に規定するほか、特別な事情等がある場合の取り扱いについては、「入
会金等規程」第1条の規定にかかわらず、理事会が承認した額とする。

(会費の特別加算)

第7条 第5条の規定に係る場合やその他の場合において、企画運営委員会と
技術委員会の両委員会又はいずれかの委員会に複数の委員を所属させる場
合の正会員の会費の取扱いについては、「入会金等規程」第1条別表の規定
にかかわらず、同表に規定する会費に基本額の30%を加算するものとする。

(変 更)

第8条 この細則を変更する場合は、両委員会の議を経、理事会の承認を得る
ものとする。

附 則

この規程細則は、平成14年5月9日より施行する。

附 則

この規定は、定款第6条及び第7条に規定する手続きを経たものとみなし、
平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程細則は、平成21年2月23日より施行する。

附 則

この規程細則は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

この規程細則は、平成26年4月1日に遡及して施行する。